

令和2年度 第1回清須市教育委員会定例会 会議録	
開催年月日	令和2年4月1日(水) 午前11時00分開会
開催場所	清須市役所南館3階大会議室
出席委員	教 育 長 齊 藤 孝 法 委員(教育長職務代理者) 堤 忠 正 委 員 福 田 一 子 委 員 後 藤 小 百 合 委 員 高 山 智 司
欠席委員	なし
本定例会に説明のため出席した者の職・氏名	教 育 部 長 加 藤 秀 樹 教 育 部 参 事 西 尾 博 人 学 校 教 育 課 長 石 黒 直 人 生 涯 学 習 課 長 辻 清 岳 ス ポ ー ツ 課 長 浅 野 英 樹 学校給食センター管理事務所長 吉 田 剛 学 校 教 育 課 主 幹 犬 飼 実 幸 学 校 教 育 課 課 長 補 佐 大 沼 賀 敬
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名について 日程第2 令和元年度第12回定例会会議録の承認について 日程第3 専決第1号 専決処分した事件(清須市教育委員会所管の施設の休館等)の承認について 日程第4 同意第1号 清須市教育委員会事務局教育部職員の任命について 日程第5 同意第2号 清須市立小中学校教務主任等の任命について 日程第6 同意第3号 清須市立学校の学校薬剤師の委嘱について 日程第7 同意第4号 清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命について 日程第8 同意第5号 清須市青少年・家庭教育相談員の任命について 日程第9 同意第6号 清須市特別支援教育巡回指導員の任命について 日程第10 同意第7号 清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員の任命について 日程第11 同意第8号 清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員の委嘱又は任命について 日程第12 同意第9号 清須市共同学校事務室室長の任命について 日程第13 議案第1号 清須市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案 日程第14 議案第2号 清須市歴史文化振興員設置要綱を廃止する告示案 日程第15 議案第3号 清須市立小中学校GIGAスクール構想の実現に向けた計画案
会議録署名委員の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の2人を指名した。 福 田 一 子 委 員 後 藤 小 百 合 委 員

議事の経過

○ 開会

齊藤教育長

おはようございます。

只今の出席委員数は5名です。過半数の出席がありますので、只今から令和2年度 第1回清須市教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しましたとおりでございます。

ここで、あらかじめ申し上げます。委員並びに事務局職員の発言は、挙手により教育長を通してお願いいたします。

日程第1 会議録署名委員の指名について

齊藤教育長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員には、福田委員と後藤委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

日程第2 第12回定例会会議録の承認について

齊藤教育長

日程第2、第12回定例会会議録の承認についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の石黒でございます。

それではお手元の令和元年度第12回清須市教育委員会定例会会議録の案をご覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、開催日時が令和2年3月13日、金曜日、午前9時30分開会でございます。

出席委員につきましては、齊藤教育長ほか4名の方全員の出席でございます。説明のため出席した者は、教育部長ほか、7名の教育部職員でございます。

日程第1、会議録署名委員の指名後、日程第2、会議録の承認をいただきました。次に、日程第3の専決事項の承認をはじめ、日程第4から日程第13までのそれぞれ承認および同意、議決をいただき、会議録としてまとめさせていただきました。1ページから12ページまでとなりますので、ご確認をお願いいたします。

また、その次といたしまして、非公開の会議録がございます。こちらは非公開の議案として日程第13、議案27号の令和2年度県費負担教職員等の人事の内示についてをまとめた会議録となっておりますので、併せてご確認をお願いいたします。以上でございます。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。

これより、採決を行います。第12回定例会会議録については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、第12回定例会会議録については、原案のとおり承認されました。

この定例会閉会后、堤委員と高山委員におかれましては、会議録にご署名をお願いいたします。

日程第3 専決第1号 専決処分した事件(清須市教育委員会所管の施設の休館等)の承認について

齊藤教育長

日程第3、専決第1号、専決処分した事件(清須市教育委員会所管の施設の休館等)の承認についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(スポーツ課長 挙手)

スポーツ課長。

スポーツ課長

はい。スポーツ課長の浅野でございます。

専決第1号、専決処分した事件(清須市教育委員会所管の施設の休館等)の承認について。清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和2年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

2年専決第1号、専決処分書。清須市新型コロナウイルス肺炎対策本部会議の決定を受け、清須市教育委員会所管の施設の休館等について、緊急に処理する必要があると認めたので清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。令和2年3月27日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

1ページめくっていただきまして、休館等を行った施設の一覧になります。今回休館等を行った清須市教育委員会所管の施設は、アルコ清洲、カルチバ新川、清須市はるひ美術館、清須市清洲市民センター及び清須市春日公民館、清須市立図書館、清須市屋外社会体育施設、にしびさわやかプラザ、西枇杷島会館、清須市問屋記念館、清須市春日 B&G 体育館、清須市立学校施設開放などです。

期間につきましては、令和2年4月1日から同月30日までとなっております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。専決第1号、専決処分した事件(清須市教育委員会所管の施設の休館等)の承認については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第1号、専決処分した事件(清須市教育委員会所管の施設の休館等)の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第4 同意第1号 清須市教育委員会事務局教育部職員の任命について

齊藤教育長

日程第4、同意第1号、清須市教育委員会事務局教育部職員の任命についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の石黒でございます。

同意第1号、清須市教育委員会事務局教育部職員の任命について。清須市教育委員会事務局教育部職員に別紙の者を任命する。令和2年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、令和2年4月1日付清須市職員の人事異動に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第18条第7項及び第34条の規定により、教育委員会事務局教育部の職員を任命するために必要があるからです。

1ページめくっていただきまして、今回の4月1日付のそれぞれの職員の人事異動についての一覧表となります。

まず、異動でございます。他部局から教育部へ異動、教育部内での昇格、再任用及び新規採用により配属された職員は、計12名です。

次に、教育部より市長部局等へ異動した職員は、藤田生涯学習課生涯学習係長のほか、3名です。

次に、幼稚園の異動です。昨年まで保育園に配属されておりました1名が幼稚園に、幼稚園に配属されておりました1名が、保育園へ配属されました。

最後に、退職でございます。こちらについては、令和2年3月31日付にて退職いたしました計2名となります。

以上です。よろしくをお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。同意第1号、清須市教育委員会事務局教育部職員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第1号、清須市教育委員会事務局教育部職員の任命については、原案のとおり同意されました。

日程第5 同意第2号 清須市立小中学校教務主任等の任命について

齊藤教育長 日程第5、同意第2号、清須市立小中学校教務主任等の任命についてを議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。
(学校教育課長 挙手)
学校教育課長。

学校教育課長 はい。学校教育課長の石黒です。
同意第2号、清須市立小中学校教務主任等の任命について。清須市立小中学校の教務主任、校務主任、保健主事、司書教諭、生徒指導主事及び進路指導主事に別紙の者を任命する。令和2年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。
提案理由です。この案を提出するのは、令和2年4月1日付教職員人事異動に伴い、清須市立小中学校管理規則、第19条第3項及び第22条第1項の規定により、清須市立小中学校の教務主任、校務主任、保健主事、司書教諭、生徒指導主事及び進路指導主事を任命するために必要があるからです。
1ページはねてください。こちらが4月1日付の発令者の一覧表でございます。県教職員の人事異動等により教務主任をはじめとした各役職を任命したものでございます。一覧表右側が昨年度、中側が今年度の任命者となっております。合計29名が対象者となっております。
以上です。よろしくをお願いいたします。

齊藤教育長 これより質疑を行います。質疑はありますか。
(委員より、「なし。」の声あり)
これで質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論はありますか。
(委員より、「なし。」の声あり)
討論なしと認めます。
これより、採決をいたします。同意第2号、清須市立小中学校教務主任等の任命については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。
[全員挙手]
挙手全員です。従って、同意第2号、清須市立小中学校教務主任等の任命については、原案のとおり同意されました。

日程第6 同意第3号 清須市立学校の学校薬剤師の委嘱について

齊藤教育長 日程第6、同意第3号、清須市立学校の学校薬剤師の委嘱についてを議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。
(学校教育課長 挙手)
学校教育課長。

学校教育課長 はい。学校教育課長の石黒でございます。
同意第3号、清須市立学校の学校薬剤師の委嘱について。清須市立学校の学校薬剤師に別紙の者を委嘱する。令和2年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則第2条第1項の規定により、清須市立学校の学校薬剤師を委嘱するために必要があるからです。

1 ページはねてください。昨年度まで薬剤師としてお願いしておりました、星の宮薬局の野口氏から、岩渕氏に交代される旨の連絡を受け、新たに委嘱するものです。委嘱日は、令和2年4月1日からとなります。

以上です。よろしく願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。同意第3号、清須市立学校の学校薬剤師の委嘱については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第3号、清須市立学校の学校薬剤師の委嘱については、原案のとおり同意されました。

日程第7 同意第4号 清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命について

齊藤教育長

日程第7、同意第4号、清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の石黒です。

同意第4号、清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命について。清須市立小中学校スクールカウンセラーに別紙の者を任命する。令和2年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市立小中学校の児童生徒の問題行動等に的確に対応するとともに、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、スクールカウンセラーを任命するために必要があるからです。

1枚はねていただきますと、今年度各学校にスクールカウンセラーとして任命しようとする12名の一覧表でございます。備考の欄をご覧くださいと、6名の方が愛知県からの派遣となっております。県から派遣されたスクールカウンセラーに関しましては、中学校ごとに1名、4つの小学校に1名配属されるものとなっております。従いまして、本市は6名が配属されております。

なお、本市は充実した教育環境を整備したいという考えから、県からの派遣のほかに、市において任用した6名のスクールカウンセラーを学校に配属させていただいております。

なお、12名の方については、全ての方が臨床心理士の資格を保有しております。任命期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。同意第4号、清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第4号、清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命については、原案のとおり同意されました。

日程第8 同意第5号 清須市青少年・家庭教育相談員の任命について

齊藤教育長

日程第8、同意第5号、清須市青少年・家庭教育相談員の任命についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の石黒です。

同意第5号、清須市青少年・家庭教育相談員を任命について。清須市青少年・家庭教育相談員に別紙の者を任命する。令和2年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、いじめ・不登校問題解消並びに問題行動等のある児童生徒及びその保護者に対し、専門的視野から助言指導を行う、清須市青少年・家庭教育相談員を任命するために必要があるからです。

1ページはねてください。こちらが本年度、任命しようとする2名となります。今年度2年目となります、元校長の富田和美氏。3月31日付けで退職された、元警察官の原幸秀氏に代わり、同じく元警察官の猪田利男氏の2名となります。

期間につきましては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間となっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。同意第5号、清須市青少年・家庭教育相談員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第5号、清須市青少年・家庭教育相談員の任命については、原案のとおり同意されました。

日程第9 同意第6号 清須市特別支援教育巡回指導員の任命について

齊藤教育長

日程第9、同意第6号、清須市特別支援教育巡回指導員の任命についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の石黒でございます。

同意第6号、清須市特別支援教育巡回指導員の任命について。清須市特別支援教育巡回指導員に別紙の者を任命する。令和2年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市立学校を巡回し、発達障害のある園児、児童生徒に対し、適切な就学並びに支援について助言を行う、清須市特別支援教育巡回指導員を任命するために必要があるからです。

1ページはねてください。こちらの2名をそれぞれの学校の担当として任命しようとするものです。

1人目の吉田ひとみ氏は、清洲・新川地区を担当していただくこととしております。臨床心理士の資格をお持ちです。

2人目の小濱眞奈美氏は、西枇杷島・春日地区を担当していただきます。昨年度までお願いしておりました神野美雪氏が退任されることに伴い、新たに任用するものです。臨床発達心理士等多種の資格を保有され、幼児教育や言語等の分野が得意で、聾学校での勤務経験が長い方です。

期間につきましては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間となっております。

以上です。よろしく願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。同意第6号、清須市特別支援教育巡回指導員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第6号、清須市特別支援教育巡回指導員の任

命については、原案のとおり同意されました。

日程第10 同意第7号 清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員の任命について

齊藤教育長 日程第10、同意第7号、清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員の任命についてを議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。
(学校給食センター管理事務所長 挙手)
学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長 はい。学校給食センター管理事務所長の吉田でございます。
同意第7号、清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員の任命について。清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員に別紙の者を任命する。令和2年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。
提案理由です。この案を提出するのは、清須市学校給食センター学校給食献立委員会規程第4条の規定により、清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員を任命するために必要があるからです。
1ページはねていただきまして、令和2年度清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員の名簿でございます。
清須市立小学校及び中学校の給食主任、西枇杷島第一幼稚園長及び学校栄養士の計16名について、4月1日付で教育委員会が任命するものでございます。
任期につきましては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間となっております。
なお、本委員会は毎月1回招集し、翌々月の献立について審議をするものでございます。
以上でございます。よろしくをお願いいたします。

齊藤教育長 これより質疑を行います。質疑はありますか。
(委員より、「なし。」の声あり)
これで質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論はありますか。
(委員より、「なし。」の声あり)
討論なしと認めます。
これより、採決をいたします。同意第7号、清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。
[全員挙手]
挙手全員です。従って、同意第7号、清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

日程第11 同意第8号 清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員の委嘱、又は任命について

齊藤教育長

日程第11、同意第8号、清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員の委嘱、又は任命についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校給食センター管理事務所長 挙手)

学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長

はい、学校給食センター管理事務所長の吉田でございます。

同意第8号、清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員の委嘱、又は任命について。清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員に別紙の者を委嘱、又は任命する。令和2年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市学校給食センター給食用物資選定委員会設置規程第3条の規定により、清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員を委嘱、又は任命するために必要があるからです。

1ページはねていただきまして、令和2年度清須市学校給食センター給食用物資選定委員会の委員名簿でございます。

教育部長をはじめ学校栄養士までの計50名について、4月1日付で教育委員会が委嘱又は任命するものでございます。

任期につきましては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間となっております。

なお、給食用物資選定委員会の学校部会と幼稚園・保育園部会は毎月1回招集されます。こちらで翌月の献立の物資を選定することとしております。教頭、給食主任、保育園長は輪番制で代表者が出席をすることとなっております。また、教育部長、健康福祉部長、学校教育課長、子育て支援課長及び古城小学校長につきましては、年1回3月に開催する予定の本委員会のみの出席を予定しております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。同意第8号、清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員の委嘱、又は任命については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第8号、清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員の委嘱、又は任命については、原案のとおり同意されました。

日程第12 同意第9号 清須市共同学校事務室室長の任命について

齊藤教育長

日程第12、同意第9号、清須市共同学校事務室室長の任命についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の石黒です。

同意第9号、清須市共同学校事務室室長の任命について。清須市立共同学校事務室における室長に別紙の者を任命する。令和2年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市共同学校事務室設置規程第2条第2項の規定により、共同学校事務室における運営責任者として室長を任命するために必要があるからです。

1ページはねてください。清須市共同学校事務室における室長の任命者一覧となります。学校事務の業務を円滑に進めるため、市内12校を2つのブロックに分け、統括する者として室長を任命するものです。

室長は、Aブロックは、西枇杷島中学校の酒井浩行氏、Bブロックは、退職された岩井真紀氏に代わって、清洲中学校の関志津子氏とし、ブロックを構成する学校の事務職員の指導育成等や連携を図り、学校事務の効率化を進めていただくものとなります。

任期につきましては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間となっております。

以上です。よろしく願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。同意第9号、清須市共同学校事務室室長の任命については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第9号、清須市共同学校事務室室長の任命については、原案のとおり同意されました。

日程第13 議案第1号 清須市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案

齊藤教育長

日程第13、議案第1号、清須市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の石黒です。

議案第1号、清須市小中学校管理規則の一部を改正する規則案。上記の議案を提出する。令和2年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、令和2年度県費負担教職員等の異

動に伴い、共同学校事務室を置く学校を変更する必要があるからです。

2ページおめくりください。新旧対照表となります。先にご同意いただいた共同学校事務室室長、関志津子氏の在籍校へ共同学校事務室を変更する改正となります。

なお、愛知県教育委員会との協議により、共同学校事務室を置く学校については、規則に定めることとされており、人事異動や退職等で変更が必要となるときには、改正を行うものとなります。

以上です。よろしく願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第1号、清須市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第1号、清須市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第2号 清須市歴史文化振興員設置要綱を廃止する告示案

齊藤教育長

日程第14、議案第2号、清須市歴史文化振興員設置要綱を廃止する告示案についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(生涯学習課長 挙手)

生涯学習課長。

生涯学習課長

はい、生涯学習課長の辻でございます。

議案第2号、歴史文化振興員設置要綱を廃止する告示案。上記の議案を提出する。令和2年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正による会計年度任用職員制度の創設に伴い、個別に規定されていた歴史文化振興員に係る設置要綱を廃止する必要があるからです。

嘱託職員として雇用されておりました歴史文化振興員の任用については、令和2年4月から制度開始となる新しい任用制度に関する条例や規則が市長部局において規定されたため、本要綱を廃止するものです。

新しく創設される、会計年度任用職員として、引き続き任用していくものです。

以上です。よろしく願いします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第2号、清須市歴史文化振興員設置要綱を廃止する告示案については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第2号、清須市歴史文化振興員設置要綱を廃止する告示案については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第3号 清須市立小中学校 GIGA スクール構想の実現に向けた計画案

齊藤教育長

日程第15、議案第3号、清須市立小中学校 GIGA スクール構想の実現に向けた計画案についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の石黒です。

議案第3号 清須市小中学校GIGAスクール構想の実現に向けた計画案について。上記の議案を提出する。令和2年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市立小中学校における高速通信ネットワークの整備をはじめ、学習者用コンピュータの配備やICTを活用した学習環境を計画的に整備するため必要があるからです。

表紙をおめくりいただき、1ページ目では、各年度におけるICT活用目標をお示ししております。2020年度、令和2年度では、小学5年、6年、中学1年に端末を整備し、各クラスにおいて1日1～2回以上活用することとしています。

次に、指導体制の強化や働き方改革への対応としましては、支援員が派遣できる体制の整備や、校務支援システムを活用した校務の効率化を推進いたします。

2ページをお願いします。通信ネットワーク環境整備として、校内LAN整備に着手していきます。

2ページ終わりから3ページをお願いいたします。3の学習者用コンピュータ配備計画であります。表のとおり各学年、各年度に児童生徒一人ひとりに1台を配備していきます。

4ページをお願いします。児童生徒へ配備するコンピュータについては、愛知県の取りまとめにより研究会が設立され、共同調達についての研究が進められる予定です。本市としましても、適切に本事業を実施していくため、近隣市町の状況の把握に努めてまいります。

最後に、本計画案は、将来的に策定予定の清須市学校教育情報化計画の一部として活用していくこととしております。

以上です。よろしく申し上げます。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり)
これで質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論はありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第3号、清須市立小中学校 GIGA スクール構想の実現に向けた計画案については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第3号、清須市立小中学校 GIGA スクール構想の実現に向けた計画案については、原案のとおり可決されました。

○ 閉会

齊藤教育長

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。
これで、令和2年度 第1回清須市教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 午前12時00分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 齊藤孝法

署名委員 福田一子

署名委員 後藤小百合